

議案第 58 号

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市社会福祉審議会条例（平成 15 年さいたま市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(専門分科会) 第 9 条 法第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 2 項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、 <u>児童虐待検証専門分科会及び特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会</u> を置く。 2～6 [略]	(専門分科会) 第 9 条 法第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 2 項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び <u>児童虐待検証専門分科会</u> を置く。 2～6 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。